

議案第65号 資料

令和5年度一般会計補正予算（第9号）

**事業規模** **564,593千円**

**補正予算額** **510,411千円**  
**財源振替による影響額** **54,182千円**

うち物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当額  
 490,527千円

補正予算の概要

	事業名	事業費（千円）
1	住民税非課税世帯への物価高騰対応重点支援 給付金支給事業	362,500
2	保育所等給食費緊急補助事業	1,973 (うち歳出補正予算額1,815)
3	保育所等給食費軽減対策補助事業	19,344
4	小中学校給食費無償化等事業	55,115 (うち歳出補正予算額1,091)
5	上水道料金免除・補助事業	125,661

事業名	住民税非課税世帯への物価高騰対応重点支援給付金支給事業
事業費	362,500千円
対象	住民税非課税世帯
目的	物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への生活・暮らしの支援を行う。
内容	令和5年12月1日現在愛西市に住民登録のある令和5年度住民税非課税世帯に対して給付金を支給する。
方法	対象世帯に対して、1世帯あたり7万円を支給する。
予算内訳	重点支援給付金 350,000千円(7万円×5,000世帯) その他事務費 12,500千円

事業名	保育所等給食費緊急補助事業								
事業費	1,973千円（うち歳出補正予算額1,815千円）								
対象	保育所、認定こども園、幼稚園を利用している市内在住の3歳から5歳までの児童の保護者								
目的	物価高騰に直面している子育て世代の経済的負担を軽減し、子どもを安心して育てることができるよう支援する。								
内容	<p>現在、愛西市が実施している月額4,000円（※）の副食費補助に500円を加えて、月額上限4,500円とし、副食費の保護者負担を無償にする。期間は令和6年1月から令和6年3月までの3か月間。</p> <p>※令和5年4月から令和6年3月  <u>月額3,500円を補助（令和元年10月から実施している市単独事業）</u></p> <p>※令和5年9月から令和6年3月  <u>月額500円を追加補助（地方創生臨時交付金活用事業）</u></p>								
方法	保育所、認定こども園、幼稚園を利用している市内在住の3歳から5歳までの児童の保護者に対して、補助金の交付、又は保護者負担額を免除する。								
予算内訳	<table> <tr> <td>民間保育所・認定こども園</td> <td>1,620千円</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>195千円</td> </tr> <tr> <td>公立保育園（佐屋中央、佐織）</td> <td>158千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,973千円</td> </tr> </table>	民間保育所・認定こども園	1,620千円	幼稚園	195千円	公立保育園（佐屋中央、佐織）	158千円	計	1,973千円
民間保育所・認定こども園	1,620千円								
幼稚園	195千円								
公立保育園（佐屋中央、佐織）	158千円								
計	1,973千円								

事業名	保育所等給食費軽減対策補助事業						
事業費	19,344千円（うち県補助 12,896千円）						
対 象	市内の保育所6園及び幼保連携型認定こども園4園						
目 的	物価高騰の影響を受けながら利用児童に対して安定的な給食を実施している民間保育所等を運営する事業者の負担を軽減することを目的とする。						
内 容	<p>県と協調して物価高騰の影響を受けながら利用児童に対して安定的な給食を実施している民間保育所等を運営する事業者の負担を軽減することを目的として、1食100円の補助を行う（令和5年4月から9月まで実施した補助の継続事業）。</p> <p>〈実施期間〉          令和5年10月から令和6年3月までの6か月間</p>						
方 法	<p>給食実施児童数に1食100円を乗じた額を補助する。</p> <p>※幼稚園型認定こども園や幼稚園は県が直接補助</p>						
予算内訳	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">民間保育所（6園）</td> <td style="text-align: right;">14,386千円</td> </tr> <tr> <td>認定こども園（4園）</td> <td style="text-align: right;">4,958千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">事業費計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">19,344千円</td> </tr> </table>	民間保育所（6園）	14,386千円	認定こども園（4園）	4,958千円	事業費計	19,344千円
民間保育所（6園）	14,386千円						
認定こども園（4園）	4,958千円						
事業費計	19,344千円						

事業名	小中学校給食費無償化等事業												
事業費	55,115千円（うち歳出補正予算額 1,091千円）												
対 象	小中学生の保護者												
目 的	物価高騰に直面している小中学校の児童・生徒を持つ世帯への経済支援策の一つとして、給食費の負担を軽減する。												
内 容	<p>小中学校の給食費について、現在実施している令和6年3月までの給食費補助事業（1食あたり40円）に加えて、差額分（1食あたり小学校250円、中学校290円）を令和6年1月から3月までの期間を追加補助し無償化する。</p> <p>本事業の対象とならない児童・生徒に対しては、無償化期間を対象に支援金を支給する。</p>												
方 法	<p>小中学校給食費無償化事業 市内小学校12校、市内中学校6校の給食費について、令和6年1月から3月までの3か月間無償化する。</p> <p>給食費等支援金事業 病気・アレルギーへの対応等のため給食を食べることができない場合や市内小・中学校以外の学校に在籍しているなど給食費の無償化の対象とならない児童・生徒に対し、申請により無償化期間中の給食費相当額の支援金を支給する。</p>												
予算内訳	<p>小中学校給食費無償化事業（学校給食費負担金・保護者分）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">小学校</td> <td style="text-align: right;">33,617千円</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td style="text-align: right;">20,407千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">54,024千円</td> </tr> </table> <p>給食費等支援事業（交付金）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">小学校</td> <td style="text-align: right;">438千円</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td style="text-align: right;">653千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,091千円</td> </tr> </table>	小学校	33,617千円	中学校	20,407千円	計	54,024千円	小学校	438千円	中学校	653千円	計	1,091千円
小学校	33,617千円												
中学校	20,407千円												
計	54,024千円												
小学校	438千円												
中学校	653千円												
計	1,091千円												

上下水道部上水道課  
内線 5 3 2 担当：渡邊  
0567-55-7146

上下水道部

上水道課

5

事業名	上水道料金免除・補助事業
事業費	1 2 5, 6 6 1 千円
対 象	市内で上水道を使用する世帯及び事業者
目 的	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民や事業者を支援する。
内 容	市内在住の世帯及び事業者（官公庁を除く。）の上水道料金のうち、基本料金について、これまで実施してきた令和5年8月から11月までの4か月間の免除に加え、令和5年12月から令和6年3月までの4か月間継続して免除する。
方 法	愛西市が、市内水道事業者（愛西市水道事業及び海部南部水道企業団）に対し、基本料金免除に係る負担相当額の補助金を交付し、市内水道事業者が給水契約者の基本料金免除を行う。 市外水道事業者と給水契約を結ぶ者に対しては、愛西市が補助金を交付する。
予算内訳	愛西市水道事業水道料金 5 8, 8 7 4 千円 (1 0, 8 1 0 戸) 市外水道事業者契約者水道料金 3 2 8 千円 (5 2 戸) 海部南部水道企業団水道料金 6 6, 4 5 9 千円 (1 4, 2 8 7 戸) 計 1 2 5, 6 6 1 千円 (2 5, 1 4 9 戸)